

# 石川県公報

平成 28 年 5 月 25 日 (水曜日)

号 外

(第 48 号)

## 目 次

環境部 (水道用水供給事業)	人事委員会
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 1
	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 11

## 環境部 (水道用水供給事業)

### 石川県企業管理規程第 2 号

石川県企業職員の給与に関する規程 (昭和42年石川県電気事業管理規程第 4 号) の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月 25 日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 2 条の 2 第 1 項の表手取川水道事務所の項中「係長」を削る。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第十一号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則 (昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

別表第二の表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の事 務部 局	本庁			主任主計員 主任企画員	課長補佐 室次長 政策調整員 主任主計員 主任企画員 船長 機関長 副機関長	危機管理監付課長 担当課長 室長 室次長 次席政策調整員 船長	企画振興部課長 上席政策調整員 課参事 所長 室長 室次長 分室長	危機管理監室次長 少子化対策監 出納室長 室長 室次長		危機管理監 参事 技監
	自治研修センター					准教授	次長	所長		
東京事務所				係長		課長	次長	所長		
県税事務所					担当課長 係長	次長 課長 担当課長	所長 次長			
県総合事務所					課長 担当課長 係長	次長 部次長 課長 担当課長	部長	所長		所長
消防学校						教頭	校長			
美術館						課長 担当課長				
歴史博物館						課長 担当課長				
白山ろく民俗資料館					副館長					
能楽堂						副館長				
石川四高記念文化交 流館						課長				
女性センター							館長			
消費生活支援センタ ー						次長 課長 担当課長		所長		

	課長 担当課長	次長 部次長 課長 担当課長	部長 次長	部長 次長						
保健福祉センター										
リハビリテーション センター			次長	次長						
保健環境センター		課長	次長	次長	所長					
こころの健康センタ ー		次長 課長 担当課長								
中央病院		副部長	課長 課参事	課長 課参事	管理局次長				管理局長	
高松病院		課長	課長	課長	事務局長					
総合看護専門学校		副校長								
いしかわ子ども交流 センター			次長	次長						
保育専門学校		泉こども園長	副園長 課長	園長 副園長						
児童生活指導センタ ー		係長	副園長 課長	園長						
白山自然保護センタ ー			所長 担当課長							
工業試験場			部長 課長		次長				場長	
大阪事務所		係長		所長						
計量検定所			所長 次長							
九谷焼技術研修所		副館長	次長		所長					
産業技術専門学校		副校長	校長 副校長 課長	校長						
石川障害者職業能力 開発校			副校長 課長 担当課長	校長						

								所長								
農林総合事務所				次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	次長 部長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長		農林事務所長 次長 部長 室長 課長 工事管理担当課長									
農林総合研究センター				課長 担当課長	課長 担当課長		次長 中央普及支援センター長 室長									
家畜保健衛生所																
水産総合センター																
土木総合事務所				担当課長	担当課長											所長
ダム管理事務所																
安原・高橋川工事事務所				係長	係長		次長 土木事務所長									
港湾事務所				担当課長 係長 船長 機関長	担当課長 係長 船長 機関長		所長 次長 課長 担当課長									
金沢城・兼六園管理事務所							所長									
共通																
															主事 技師	主事 技師

議会事務局	主事	主事	課長補佐 係長	課長	課長	課長	次長	局長
人事委員会事務局	主事	主事		課長	課長	次長	局長	局長
監査委員事務局				担当課長	課長	次長	局長	
労働委員会事務局						担当課長		
海区漁業調整委員会事務局	技師	技師	次長	次長	次長			
警察本部	主任 係員	係長 主任	課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐	上席管理官	参事官	首席参事官	
	主任 係員	係長 主任	課長 係長	会計官 課長	副署長 会計官			
			係長	校長補佐	事務長			
教育委員会		指導主事	課長補佐 主任管理主事 主任指導主事 管理主事 指導主事	室次長 主任管理主事 主任指導主事	課長 担当課長 室次長	教育次長		教育参事
	教育事務所			課長 主任管理主事	所長			
教育センター				次長 主任指導主事		所長		
生涯学習センター			担当課長	副館長 担当課長	館長			
図書館	司書	司書主任	司書主査	副館長 担当課長	館長			
輪高漆芸技術研修所			課長	次長 課長				
金沢城調査研究所				総括担当課長 担当課長	副所長			
高等学校			事務長	事務長	事務長			
特別支援学校			事務長	事務長				
共通	主事 技師	主事 技師						

市町立の小学校、中学校及び義務教育学校	主事	主事	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査
---------------------	----	----	------	------	------	------	------	------	------	------

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	本庁			課長補佐 専門員	主幹	
		美術館		次長 専門員 学芸主査	学芸主幹 課長 担当課長	
	歴史博物館		学芸主幹 学芸主任 専門員	学芸主幹 課長		
	リハビリテーション センター			次長		
	保健環境センター	専門研究員		部長 副部長 研究主幹	次長 部長	
	白山自然保護センタ ー			次長		
	工業試験場		主任研究員 研究員	部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	次長 九谷焼技術センター所長 担当部長	
	九谷焼技術研修所		主任研究員	課長		
	農林総合研究センタ ー		主任研究員	部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長 能登畜産センター所長	
	水産総合センター		事業所長	内水面水産センター所長 部長 研究主幹	所長 次長 部長	
	共通	技師	技師 学芸員			

「技能指導官

係長」に改め、同表二の表を次のように改める。  
係長」

別表第二の表警察の部本部の項中「検視官  
係長」を「技能指導官  
係長」に改め、同部警察署の項中「技能指導官  
係長」を

「検視官

技能指導官

係長」

係長」

に改め、同部警察署の項中

「技能指導官

係長」

を

警察 本部			研究助手	主任研究員 専門研究員 研究員	管理官 主任研究員	所長
-------	--	--	------	-----------------------	--------------	----



医療職給料表（二）等級別基準職務分類表

別表第二の表知事の事務部局の本庁の項中「<sup>副</sup>課長」を「<sup>副</sup>次長」に改め、同表への表及び下の表を次のように改める。

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	本庁					主幹	担当課長 課長補佐 専門員	課参事
	県総合事務所						次長 課長 担当課長 主幹	次長 課長
	保健福祉センター						次長 主幹 専門員	次長 課長 担当課長
	リハビリテーションセンター				主任技師		主幹 専門員	
	中央病院			主査	主任技師	主幹 主任技師	主幹 専門員 技師長	部長 室長 副部長 室次長 課長補佐 薬剤師長 技師長
	高松病院				主任技師	主幹 主任専門員	科長 主幹 主任専門員 専門員	科長
	総合看護専門学校					主幹		
	家畜保健衛生所						次長 能登駐在所長 担当課長 主幹	次長 課長
	共通				技師			

教育 委員会	特別支援学校								主幹 専門員	
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校		技師							主任技師	

ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の本庁					主任技師		
県の事務部				専門員	課長 主幹	課長	
保健福祉センター				専門員	担当課長 主幹 主任技師	課長	
リハビリテーションセンター					担当課長		
こころの健康センター				専門員	担当課長 主幹 主任技師	次長	
中央病院					室次長 主任技師	看護師長	
高松病院				主査	課長補佐 主任技師	看護師長	
総合看護専門学校				専門員	課長 教務主任 教務主査 主任技師	副校長	
保育専門学園				専門員			
共通		技師	技師				
警察本部				係長	課長補佐		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十五日

石川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第十二号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一出納部局の項中「検査課長」の下に「担当課長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

